

総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和8年6月17日(水) 午前9時30分

2. 開催場所 瀬戸内市役所 2階 大会議室

3. 農業委員 11名中10名出席し、その氏名は次のとおり

太 田 修	尾 上 昭 則	出 射 實	宮 本 英 美
由 喜 門 尊	藤 原 由 果	石 黒 五 月	藤 原 和 正
大 森 茂 利	久 山 英 之		

欠席委員

宇 津 木 康 文

4. 農地利用最適化推進委員

大 河 原 律 夫	佐 藤 辰 也	田 中 伸 五	小 西 健 文
大 森 幹 男	福 池 正 美	時 岡 加 卓	

5. 議事に参与した者

事 務 局 青木 潔

事 務 局 木村 太郎

事 務 局 西村 篤志

6. 議事内容

第1号議案 農地法第3条許可申請について

第2号議案 農地法第4条許可申請について

第3号議案 農地法第5条許可申請について

第4号議案 農地転用事業計画変更承認申請について

第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積等促進
計画(案)について

そ の 他

事務局 開会を宣言する（午前9時30分）
これより令和8年度瀬戸内市農業委員会、第3回の総会をはじめます。

議長（会長） （あいさつ）

事務局 ありがとうございます。ただいまの農業委員の出席数は定数11名のうち10名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立していることをご報告します。なお、農業委員 宇津木 康文 委員から欠席届が出ていることを報告します。
それでは、以降の議事の進行につきましては藤原会長、よろしくお願いします。

議長 それでは、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。本日の署名委員に太田 修 委員、出射 實 委員よろしくお願いします。それでは議題に入ります。まず第1号議案 農地法第3条許可申請について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 【1番案件～10番案件について、議案資料に基づき説明】
以上、事務局からの説明を終わります。

議長 続きまして、担当委員のご意見を伺います。

大河原委員 1番案件から3番案件について、大河原委員より説明をお願いします。
はい、1番案件についてご説明いたします。譲渡人は県外に長らく住んでおりまして、あまり耕作できないということで、今回うまく話し合いができて、お隣の方ですので、引き続いて耕作をいたしますということで合意いたしました。続いて2番案件ですが、この譲受人も倉敷の方へもうずっと住んでおりまして、なかなか帰ってこれないということで、譲渡人とうまく話し合いができて、引き続いて耕作をするということですので、問題ないと思います。続いて3番案件について、譲渡人もなかなか耕作できないということで、譲受人のお隣にありまして、うまく話し合いができて、引き続いて耕作をするということでございます。1から3番まで問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 続いて4番案件を、佐藤委員より説明をお願いします。

佐藤委員 4番案件説明させていただきます。今回譲渡人の自宅を譲受人が購入され、その自宅に隣接された、畑、田、これも引き取ってください、ここで野菜を作ったりする。自宅に隣接した畑を相手方の要望ということで問題ないと思います。

議長 続きまして、5番案件から7番案件について、田中委員より説明をお願いします。

田中委員 はい、それでは説明させていただきます。5番、6番、7番の案件につきまして、譲渡人の方が管理できないということで、譲受人と話がまと

まったそうです。問題はないと思われますので、審議よろしく願いいたします。

議 長 続きまして、8番案件、9番案件について、小西委員より説明をお願いします。

小 西 委 員 9番案件ですが、譲渡人は、譲受人の弟さんでございますけども、畑の方はされないということで、現在お兄さんの方は精力的に畑で野菜作りもされておりますので、もう年齢も年齢なので、もう名義を変えて、お兄さんのほうに行くということでございます。問題ないと思います。よろしく願いいたします。

議 長 続きまして、10番案件について、時岡委員より説明をお願いします。
時 岡 委 員 10番案件についてご説明させていただきます。譲受人はこちらに来て、家庭菜園がしたいということで、土地を探していたところ、譲渡人の土地があるので、お願いしたところ、今回話がまとまったということです。問題ないと思われますので、審議のほどよろしく願いします。

議 長 ありがとうございます。説明が終わりました。それでは、ただいまの第1号議案 農地法第3条許可申請について、何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。

(意見なし)

それでは意見なしとして、続いて、採決に入ります。

第1号議案 農地法第3条許可申請の1番案件から10番案件について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございます。

続きまして、第2号議案 農地法第4条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 【1番案件について、議案資料に基づき説明】

以上、事務局からの説明を終わります。

議 長 続きまして、担当委員のご意見を伺います。1番案件について、小西委員より説明をお願いします。

小 西 委 員 それではご説明させていただきます。申請人は現在お家の墓地の方が、山の奥の方にありまして、大変坂も急で、なかなかもうお参りに行けないと、坂が登って奥の方の墓地までお参りが行けないということで、ご自分が所有されております、畑の方に墓地を移設したいと。お住まいになられているお家から近いということもありまして、行政書士さん进行

えまして、色んな相談をされながら、こちらのご自宅の近くの畑を墓地として転用したいという風なことでございます。こちらの方は墓地という特殊性もありますので、ご近所というか、近くにあまり住宅もないのですが、とりあえず近隣の町内の方からはご理解を得られたということでございますので、問題なかろうかと思えます。よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。説明が終わりました。それでは、ただいまの第2号議案 農地法第4条許可申請について、何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。

(意見なし)

それでは意見なしとして、続いて、採決に入ります。

第2号議案 農地法第4条許可申請の1番案件について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございます。
続きまして、第3号議案 農地法第5条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 【1番案件から3番案件について、議案資料に基づき説明】
以上、事務局からの説明を終わります。

議長 続きまして、担当委員のご意見を伺います。1番案件について、大河原委員より説明をお願いします。

大河原委員 はい、1番案件についてご説明いたします。譲受人は今回山田庄地区に分譲住宅を作るということで、この件については周辺がもう住宅地でございます。山田庄地区もいろいろ役員会をされまして、行政委員、環境委員、あるいは土木区、財産区長等々、呼びになって協議をされたと聞いております。従いまして、この地区確認をいたしましたが、もう一面が住宅地で、農業関係に被害があるとかないとか、こういう問題のところではございませんので、排水等も河川もございますので、問題ないと思えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 続きまして、2番案件について、大森委員より説明をお願いします。

大森委員 はい、それでは説明いたします。借人と貸人は親子関係であります。現在借人は両親と同居されており、この度自宅の申請でございます。生活用水は下水を完備されており、また雨水等は敷地前の排水道があり

ますので、問題ないと思われます。審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 続きまして、3番案件について、福池委員より説明をお願いします。
福 池 委 員 はい、ご説明いたします。譲渡人はこの土地を、長い間耕作放棄地としておりました。今後も管理できないので売却を考え、土地の隣に住んでいる譲受人に話を持ちかけました。譲受人は、全然知らない人が購入し、何か問題が起きても困るのでと、駐車場にすることで購入を決めました。今までの農地での使用はされておらず、現状と変わらないため、問題ないと考えます。よろしく願いいたします。

議 長 それでは、ただいまの第3号議案 農地法第5条許可申請について、何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。

(意見なし)

それでは意見なしとして、続いて、採決に入ります。

第3号議案 農地法第5条許可申請の1番案件から3番案件について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長 賛成多数ということで、承認します。続きまして、第4号議案 農地
事 務 局 転用事業計画変更承認申請について、事務局の説明をお願いします。
議案資料、9頁をご覧ください。

【第4号議案 農地転用事業計画変更承認申請について議案資料に基づき説明】

この案件は、当初の許可年月日、令和6年8月23日に許可を出しております。所有権移転も済ましておりまして、未だに何もなされていない状況で、今後どうされるのかということを聞き取りしていた物件でございます。当初の事業計画は、この5筆全部、店舗として転用する計画でございましたが、変更事業計画といたしまして、転用面積は1,300㎡とし、残りを田んぼとして耕作するということでございます。変更理由ですが、建設資材及び人件費の高騰により、造成計画を見直し、造成しない残りの農地については耕作することとした、ということでございます。申請人は農地所有適格化法人でありますので、農地も所有できるということでございます。それでは10頁をご覧ください。当初の事業計画では赤色に塗っている箇所、全て店舗として利用

する予定でしたが、11頁をご覧ください。緑に塗っている3筆に関しては耕作をする、残りの赤の筆について転用をして店舗とするということでございます。場所としましては、日本一のだがし売場のすぐ南という場所でございます。

議長 ただいまの第4号議案につきまして、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

ご意見ないようですので、第4号議案につきまして、報告承認とします。続きまして、第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積等促進計画案について事務局の説明をお願いします。

事務局 議案資料、12頁をご覧ください。

【第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積等促進計画（案）議案書をもとに説明】

以上、事務局からの説明を終わります。

議長 ただいまの第5号議案につきまして、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

ご意見ないようですので、第5号議案につきまして、報告承認とします。審議は終了いたしました。その他の項目に入らせていただきます。事務局からお願いします。

事務局 今後の総会の予定について、令和8年度7月の通常総会は、7月14日火曜日に瀬戸内市中央公民館 1階 多目的ホールで開催予定です。8月の通常総会は、8月18日火曜日に瀬戸内市役所 2階 大会議室で開催予定です。事務局からは以上です。

議長 他にご意見、ご質問はありませんか。
それではご意見ありませんので、これをもちまして、令和8年6月の総会を閉会します。
ありがとうございました。

(午前10時5分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和8年6月17日

議 長 藤 原 和 正

署 名 委 員 太 田 修

署 名 委 員 出 射 實